

## 永楽荘桜自治会地区における諸工事の 施工に関する注意事項について

当自治会では、従前より宅地造成や住宅建築・補修等の工事施工に際して、下記の注意事項を施工業者各位に要請し、ご協力を頂いております。

工事施工においては、近隣に迷惑をかけたり、無用のトラブルが発生しないよう注意事項の遵守をお願いします。

本件については、書面による確認を希望します。

### 記

1. 作業時間は、原則 9:00～17:00とし、日曜・祝日は休業とします。  
但し、始業準備と後始末のための前後30分は認めます。
2. 工事車両は安全運転を旨とし、必要に応じ適所に誘導員を配置する等、事故防止に万全を期して下さい。  
なお、通学時間帯（7:30～8:30）の進入は認めません。
3. 工事関係車両の長時間駐車は、通行の妨げとなるので厳禁します。  
適宜、駐車場を確保して下さい。
4. 工事施工中の騒音、振動は、豊中市の第1種低層住居専用地域の  
限度以下となるようにして下さい。
5. 資材を路上に置かないで下さい。また、土砂や塵芥を路上に持ち出すことの無いよう、汚染した場合は清掃して下さい。
6. 桜並木の保護のため、車高、車幅の大きい車両が並木道を通行する際は、樹木を損傷しないよう、細心の注意を払って下さい。
7. 万一、トラブルが発生した場合には、責任者は誠意をもって対応して下さい。

以上

永楽荘桜自治会 環境委員会